

郡上市防犯カメラ設置事業補助金について

1. 趣旨

市では、地域の安心、安全のために、自治会や商店街等の団体が設置する防犯カメラの設置費用に対し補助金を交付します。

2. 制度概要

補助対象団体等	自治会、地区会、商店街組合等
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・郡上市内に設置する防犯カメラであること。・郡上市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に準じ、市民のプライバシーに配慮した運用を行うこと（参照添付資料）・防犯カメラを設置した日から起算して5年間は、その利用を継続すること。・防犯カメラの設置について、地域住民その他の関係者の同意を得ていること。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・防犯カメラ本体及びデータを保存するための周辺機器の代金・防犯カメラを設置する工事費・防犯カメラの設置を示す表示にかかる経費 (電気代や機器の設置に必要な借地代等の維持費は補助対象外)
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費の2分の1以内、1台当たり20万円を上限。・1補助対象団体が同一年度内に設置する防犯カメラ3台まで。

3. 申請等の手続き

時期	手続き	様式番号
事業実施前	<ul style="list-style-type: none">・自治会等での設置箇所の検討、設置業者から見積書等入手 <u>※設置場所については郡上警察 生活安全課(67-0110)でも相談を受けていただけます。</u>	△
	<ul style="list-style-type: none">・防犯カメラに映る家の承諾	
	<ul style="list-style-type: none">・市への申請書の提出（申請書に記載のある資料を添付）	別記様式
事業実施	<ul style="list-style-type: none">・工事施工 ※市への補助金申請後、「交付決定通知」を送付しますので、その後に工事施工してください。	△
事業実施後	<ul style="list-style-type: none">・市に事業実績報告書、請求書の提出 (防犯カメラの設置写真、工事費等の領収書又は振込通知書の写し等を添付)・市から補助金を指定口座（自治会等の団体口座）に振り込み	様式第7号 様式第10号

<問合せ先>

郡上市役所 総務課（直通電話：67-1832）

又は各振興事務所振興課

○郡上市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（平成 27 年郡上市告示第 151 号）

抜粋

（基本原則）

第3条 実施機関は、市民等がその容貌、姿又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び利用並びに画像及び画像データの取扱い（以下「防犯カメラの設置等」という。）に関し、適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関の職員は、画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 実施機関は、防犯カメラの設置に当たっては、設置の目的を明確にし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 防犯カメラの設置台数は、設置の目的を達成するために必要最小限の台数とすること。
 - (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、設置の目的を達成するために必要最小限の範囲となるようにするとともに、特定の個人及び建物等を常時監視することができないように配慮すること。
 - (3) 防犯カメラの撮影対象となる範囲ごとに、その範囲内又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び次条第3項に規定する防犯カメラ管理者の職名及び連絡先を表示すること。ただし、表示することにより、防犯カメラの設置場所が特定され、設置されていない場所での違法行為を誘発するおそれのある場合で、実施機関が特に必要と認める場合は、表示しないことができる。

（画像等の管理）

第7条 画像等を保存する期間は、撮影を行った日の翌日から起算して1月以内（次条第1項ただし書の規定により画像等の提供を行う期間を除く。）とし、その期間は防犯カメラ管理者が定めるものとする。ただし、犯罪発生の抑止等のために必要があるときは、その期間を延長することができるものとする。

- 2 防犯カメラ管理者は、前項に定める画像等の保存期間が経過したときは、速やかにこれを消去しなければならない。
- 3 画像等は、撮影時の原状により保存するものとし、編集又は加工してはならない。
- 4 画像等は、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、防犯カメラ管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者は、画像等を保存するときは、施錠することができる保管庫に保管する等盗難防止及び紛失防止のために万全の措置を講じなければならない。
- 6 防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者は、電磁的記録媒体を廃棄するときは、粉碎その他の適切な方法を用いることにより、電磁的記録媒体からの再生ができない状態にしなければならない。
- 7 防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者は、前各号に定めるもののほか、管理する

画像等について、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

- 8 防犯カメラ管理者は、画像等の漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じた場合は、速やかに防犯カメラ総括管理者に報告するとともに、指示に基づき必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用の禁止及び提供の制限)

第8条 防犯カメラ管理者は、画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 画像等から識別される特定の個人の同意がある場合

- 2 防犯カメラ管理者は、前項ただし書の規定により画像等を提供するときは、郡上市個人情報保護条例及びこの告示の趣旨並びに当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめるとともに、当該提供を行う相手方から、次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書の提出を受けるものとする。

(1) この告示に基づき、画像等を適正に管理すること。

(2) 画像等の提供を受けた目的以外への利用及び画像等の第三者への無断提供をしないこと。

(3) 許可なくして画像等を複製しないこと。

(4) 画像等の提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに電磁的記録媒体を返却すること。

- 3 防犯カメラ管理者は、第1項ただし書の規定により画像等を目的外に利用し、又は他へ提供しようとするときは、あらかじめ防犯カメラ総括管理者に協議しなければならない。